

広島県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十七号

広島県手数料条例の一部を改正する条例

広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）					
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
液化石油ガス	法第三十七条の三第の保安一項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の確保及び取設備の設置の許可に係る完成検査	貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査手数料	三、〇〇〇円 に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第二十条第一項若しくは第三項又は第三十九条の二十二第一項の規定による完成検査を受け、又は自ら行い、同法第八号第一の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じた額に、五、八〇〇円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額を加えた額	液化石油ガス	法第三十七条の三第の保安一項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の確保及び取設備の設置の許可に係る完成検査	貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査手数料	三、〇〇〇円 に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第二十条第一項又は第三項の規定による完成検査を受け、又は自ら行い、同法第八号第一の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じた額に、五、八〇〇円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じた額を加えた額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則
この条例は、公布の日から施行する。